

北大阪地区

高齢者への対応学ぶ

方針など総会で確認

北大阪地区は9日、吹田市内で総会を開き、25人が参加。「高齢者の歯科治療・高齢者に多い疾患を有している患者への対応」を演題に杉典子氏(洛和会音羽病院・京都口腔健康センター副部長)が講演した。

杉氏は、高齢者は糖尿病、腎不全などを併発していることが多く、疾病



川吹平九郎氏(川吹平九郎氏)が講演している様子。

の進行を抑制するために歯科に紹介した事例をあげ、治療の必要性を自覚していない患者に理解を得る難しさを話した。

参加者からは、患者の理解を得るための対応について質問が相次いだ。杉氏は、歯科衛生士をはじめとするスタッフを教育し、スタッフみんなで患者にアプローチすること

とが重要と強調した。

総会では、小澤力理事長が挨拶し、基本診療料にペナルティを課すような施設基準の導入や金パラ改定など診療報酬の不合理是正へ、運動を強めることを強調。統一地方選挙、参議院選挙では、医療費助成拡充、歯科医療費の総枠拡大を求めて会員に情報を提供するとし、保険医の要求実現に向けた協力を訴えた。平川光彦地区責任者から2年間の活動のまとめと今後の方針、決算と予算、新役員体制の提案があり、拍手で承認された。

(箕面市・久保隆夫)

数字で見る 歯科医療 ⑥

歯科の倒産が急増

	合計	病院	診療所	歯科
2008年	35	7	18	10
2009年	52	10	27	15
2010年	41	13	16	12
2011年	32	5	17	10
2012年	37	3	19	15
2013年	36	8	15	13
2014年	29	5	9	15
2015年	25	1	15	9
2016年	34	6	16	12
2017年	25	2	13	10
2018年	40	3	14	23

※帝国データバンク調査から作成

2018年の医療機関の倒産件数(負債1千万円以上、法的整理)は、17年の25件から大きく増え、10年以降最悪となる40件だった。内訳は、歯科23件、病院3件、診療所14件。倒産した医療機関の二つに一つが歯科医院だった。

歯科倒産件数の推移を見ると、18年は、この10年間で最多。前年から13件も増えている。歯科における倒産件数の急増が全体の件数を押し上げる結果となっている。

医療機関全体での負債総額(18年)は約140億円。うち病院が95億円、診療所が34億円、歯科で11億円だった。歯科では17年から7億6500万円増。医院経営の厳しい実態が明らかになっている。

第23回理事会

保険医の要求実現へ

選挙への対応を協議

協会は9日、第23回理事会を開き、▽統一地方選挙、大阪府市ダブル選挙、大阪府市ダブル首

会、定期総会に向けた方針案、予算案などを協議、決定した。

松井一郎知事と吉村洋文大阪市長が入れ替わりで出馬するダブル選挙が確実にになったことを受け小澤力理事長は、「都構

春夏
秋冬

府市ダブル首長選挙

都構想について民意を問う。

松井一郎大阪府知事と吉村洋文大阪市長は8日、「大阪都」構想を巡って公明党と決裂したことから任期を前に辞任を表明。大阪府議会選挙と同日の4月7日に府市首長選挙が実施されることになった。松井、吉村両氏は、知事と市長とを入

れ替えてダブル選に立候補する。

会場で辞職の大義を問われた松井知事は、「都構想が行き詰まっている。もう一度民意を問う」と開き直った。23日に及び開催された都構想の制度内容を検討する特別区設置審議会(法定協)

は、全く進展がないまま2年近くが経過。維新が強調する都構想の経済効果額は眉唾物であり、会議を重ねるごとに制度の問題点が露出していった。ついに、住民投票までの行

くらしが最優先の大阪へ

詰まったら職責を投げ出す。そんなことが許されているのか。況してや、任期延長のために入れ替わりで出馬するなど党利党略のための選挙の私物化だ。そもそも都構想は2

015年に実施された住民投票でNOの審判が下っている。都構想はきっぱりと断念するべきである。

維新府政の10年間で、府民のくらしは大きく後退してきた。

「大阪経済は良くなかった」と維新府政は強調するが、インバウンドの増大が要因であり、政策によるものではない。府民の所得は大きく下がり、個人消費も落ち込んでいるの

が実態だ。

医療・福祉は次々と切り捨てられてきた。医療・福祉では、「二重行政解消」だと住吉市民病院を廃止。新病院では、市民病院が担ってきた小児・周

れてきた国保統一化は、保険料負担が高騰し、制度の崩壊が懸念されている。

維新府政は、「身を切る改革」と称して、長い歴史のなかで府民が作ってきた公共のシステムを壊してしまっ

た。次は都構想で大阪市の財源と権限を吸い上げ、カジノに注ぎ込もうとしている。経済効果が疑問視され、問題が山積しているカジノ事業に大阪を託しているのか。カジノより医療・福祉へ。府民のくらしを最優先とする大阪への転換を求める。

社労士が解決！
身近な雇用
トラブル

4月1日採用の職員に対して、業務を早く覚えてもらうために、採用前10日間研修をしました。何らかの賃金を支払う必要があるのでしょうか。職員が不足していたこともあり。

(40代・女性)

使用従属関係

第9回 研修期間中の賃金

使用従属関係あれば賃金の支払いが必要

受けるような場合は実質的に強制されたものとみなされます。

今回のようなケースは、研修期間でも、直接制される場合には、使用者の指揮命令に服し、労務を提供(あるいは将来使用従属の関係が認められる、労働者に該当するものと考えられます。

賃金ですが、一般的には、研修時間に応じた時間給やその間アルバイト採用として賃金を支払う医院が多いようです。

賃金とは、名称のいかんを問わず、労働の対価として使用者が労働者に対して支払うものです。例え数日だったとしても、その対価としてその分の賃金を支払わなければならない。あとでトラブルにならないようにしておきましょう。

見学や体験的なもので使用者からの指揮命令を受けていない場合は、労働者と認められないので賃金支払いの対象にはならないでしょう。次のような場合は労働に従事した者として賃金を支払う必要があるでしょう。

(社労士・桂好志郎)



イラスト・辻井タカヒロ